

鴻巣市こどもの権利条例

こどもたちは、自分の意見を表明し、自由に学び、遊び、自己を発見し、成長する権利を持っており、その権利は、年齢、性別、国籍、経済状況などに関わらず平等に保障されます。

鴻巣市は、「ひな人形と花のまち」として親しまれ、地域住民が協力して築き上げてきた温かい社会が根付くとともに、埼玉県の「まんなか」に位置し、荒川の清流や広大な田園風景、四季折々の美しい環境は、市民の生活の中に息づき、こどもたちにとっても大切な学びの場となっています。

こどもたちがこのような自然に囲まれた中で成長し、こどもたちを心豊かに育むことができる社会を創り上げるために、こどもたちの権利を守り、尊重することを誓い、こどもたちのやりたいことを地域全体で応援する機運を醸成します。

全てのこどもが、安全で愛され、支え合う環境の中でその権利を享受し、夢を持って自由に羽ばたける輝かしい未来を創造するために、家族、地域、学校、行政その他のこどもの支援に携わる全ての個人・団体が一丸となって取り組む必要があります。

こども・子育て支援に関する取組の充実により、こどもたちが健やかに誇りをもって成長し、自己を尊重される「こどもまんなか社会」の実現を目指すとともに、こどもの権利を保障することを目的として、日本国憲法や児童の権利に関する条約の理念にのっとり、本条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、こどもの権利及びその保障について必要な事項を定めるとともに、こどもの権利を保障し、及びこどもの権利に対する理解を深めることにより、こどもの健やかな成長を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 新生児期、乳幼児期、学童期、思春期及び青年期の者で、心身の発達の過程にあるものをいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護するものをいう。
- (3) 地域住民等 地域の住民、市内に通勤し、若しくは通学している者又は市内で活動している個人若しくは団体をいう。
- (4) 施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他のこどもが育ち、学び、又は活動するための施設をいう。
- (5) ヤングケアラー 本来大人が担うと想定される家事、家族の世話等を日常的に行っているこどもをいう。

（基本理念）

第3条 この条例は、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 全てのこどもは、いかなる理由によっても差別されず、権利の主体として尊重される。
- (2) こどもの最善の利益が最優先される。
- (3) 全てのこどもの命が守られ、健やかに成長できるよう、医療、教育及び生活への支援を受けることが保障される。
- (4) こどもは、自らの意見を表明する権利を有し、その意見は適切に尊重される。

（安心して生きる権利）

第4条 こどもは、安心して生きる権利を有し、次の事項が保障される。

- (1) 命が守られ、安全な環境の下で生活すること。
- (2) 健康的な生活を送ること。
- (3) 愛情及び理解をもって育まれること。
- (4) いかなる理由によっても差別されず、不当な扱いを受けないこと。

（心身ともに豊かに育つ権利）

第5条 こどもは、心身ともに豊かに育つ権利を有し、次の事項が保障される。

- (1) 自分らしさが認められ、個人として尊重されること。
 - (2) 年齢及び発達に応じ、安心できる場所で学び、遊び、及び休息すること並びに適切な助言及び支援を受けること。
 - (3) 芸術、文化及びスポーツに親しむこと。
 - (4) 豊かな自然に親しむこと。
- (自分を守り、守られる権利)

第6条 こどもは、自分を守り、又は守られる権利を有し、次の事項が保障される。

- (1) いじめ、体罰、虐待等を受けないこと。
 - (2) 犯罪、危険その他有害な環境から守られること。
 - (3) 自分の考えが尊重され、不当な扱いを受けないこと。
 - (4) プライバシーが守られ、名誉及び信用が傷つけられないこと。
 - (5) 困ったときに相談することができ、適切な支援を受けられること。
- (意見の表明及び参加する権利)

第7条 こどもは、自分の意見を表明し、並びに地域及び社会に参加する権利を有し、次の事項が保障される。

- (1) 自分の意見を表明すること。
 - (2) 表明した自分の意見が尊重されること。
 - (3) 意見を表明するために必要な情報の提供等の支援を受けられること。
 - (4) 仲間をつくり、仲間と集い、又は仲間と活動すること。
- (市の責務)

第8条 市は、こどもの権利を尊重し、その権利を保障しなければならない。

- 2 市は、こどもが健やかに成長できるよう、こども、保護者、地域住民等及び施設関係者の支援に努めなければならない。
- (保護者の責務)

第9条 保護者は、こどもの権利を尊重し、こどもが健やかに成長できる環境を提供するよう努めるものとする。

(地域住民等の責務)

第10条 地域住民等は、こどもの人間性が地域との関わりの中で育まれ

ることを認識し、こどもの健やかな成長を支援するよう努めるものとする。

2 地域住民等は、こどもが地域社会の一員として、地域の活動に参加することができる機会を確保するよう努めるものとする。

(施設関係者の責務)

第11条 施設関係者は、こどもが主体的に学び、育つことができるよう、こどもの年齢及び発達に応じた必要な支援を行うよう努めるものとする。

(こどもの権利に関する普及及び啓発)

第12条 市は、こどもの権利に関して、こども、保護者、地域住民等及び施設関係者の理解を深めるとともに、こども、保護者、地域住民等及び施設関係者と一体となって普及及び啓発に努めるものとする。

2 市は、毎年11月20日をこども、保護者、地域住民等及び施設関係者のこどもの権利に対する理解を深める日とし、「このす☆こどもの権利の日」と称する。

3 市は、前項に規定する日に合わせて、第1条に規定する目的を達成するための事業を実施するものとする。

(こどもの居場所の確保)

第13条 市、地域住民等及び施設関係者は、こどもが年齢及び発達に応じて、安心して過ごすことのできる居場所の確保に努めるものとする。

(困窮等の状況にあるこどもへの支援)

第14条 市は、家庭の困窮のため教育を受ける機会を失すおそれがあるこどもに対して教育を受ける機会の均等を図るため、支援に努めなければならない。

2 市は、全てのヤングケアラーが個人として尊重され、心身ともに健やかな成長及び自立が図られるよう支援を行うとともに、こどもの権利及び利益が最大限尊重されるよう努めなければならない。

(虐待及び体罰の防止)

第15条 市は、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の規定に基づき、虐待及び体罰の防止並びに早期発見のための対策を講じるよう努めなければならない。

2 保護者及び施設関係者は、虐待及び体罰を行ってはならない。

(いじめの防止)

第16条 市は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の規定に基づき、いじめの防止及び早期発見のための対策を講じるよう努めなければならない。

(こどもの虐待、いじめ及び体罰の通報)

第17条 こども、保護者、地域住民等及び施設関係者は、こどもの虐待、いじめ及び体罰に関する情報を得たときは、速やかに関係機関に通報しなければならない。

(こどもの権利侵害からの救済)

第18条 市は、こどもの権利侵害の通報を受け、又は発見したときは、速やかに対応するとともに、こどもの特性及び権利侵害に応じた適切な救済を行うものとする。

2 市は、こどもの権利を侵害した者に対し、面会、相談、指導その他必要な措置を行い、再発防止に努めるものとする。

(相談窓口の設置)

第19条 市は、こども、保護者、地域住民等及び施設関係者が権利侵害に関する相談を行うための窓口を設置したときは、こどもの権利侵害に迅速かつ適切に対応するものとする。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。